

議案第46号

東京都板橋区立公園条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和8年6月4日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立公園条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立公園条例（昭和36年板橋区条例第12号）の一部を  
次のように改正する。

目次中「第25条」を「第26条」に改める。

第13条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項と  
し、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項のほか、付帯設備を使用しようとする者からは、付帯設備の1  
利用単位につき1,000円を超えない範囲内で規則で定める額の使  
用料を徴収する。

第19条中第5号を第7号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次  
の1号を加える。

(6) 第11条の規定による有料施設（付帯設備を含む。）の使用の承  
認に関する業務

第19条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第5条の規定による公園の行為の許可に関する業務

第25条を第26条とし、第24条を第25条とし、第23条の次に  
次の1条を加える。

（利用料金）

第24条 指定管理者から第5条の許可を受けた者は、指定管理者に当  
該許可の占用に係る料金を納付しなければならない。この場合におい  
て、第10条の規定は、適用しない。

2 有料施設を使用しようとする者は、指定管理者に有料施設の使用に  
係る料金を納付しなければならない。この場合において、第13条の

規定は、適用しない。

3 前2項に規定する料金（以下「利用料金」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ区長の承認を得て定めるものとする。

(1) 公園の占用に係る料金 第10条第1項に定める公園の占用料の額

(2) 有料施設の利用に係る料金 第13条第1項に定める有料施設の使用料の額及び同条第2項の規定により付帯設備の使用料として規則で定める額

4 区長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

5 指定管理者は、区長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、区長が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

別表第3に次のように加える。

交通 遊具	大型	おとな 1人園路1周につき	200円
		こども 1人園路1周につき	100円
	小型	1人1台につき 10分間	100円
集会 室	板橋公園内第 1集会室	午前（午前9時から正午まで）	600円
		午後（午後1時から午後4時30分 まで）	800円
		夜間（午後5時から午後9時まで）	700円
	板橋公園内第 2集会室	午前（午前9時から正午まで）	600円
		午後（午後1時から午後4時30分 まで）	800円
		夜間（午後5時から午後9時まで）	700円

備考

- 1 この表において「おとな」とは、中学生（これに準ずる者を含む。）以上の者をいい、「こども」とは、3歳以上小学生（これに準ずる者を含む。）以下の者をいう。
- 2 3歳未満の者は、交通遊具の使用料を無料とする。

付 則

- 1 この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

指定管理者に行わせる業務を加え、新設する有料施設及びその使用料を定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。